

《史料紹介》

〔武州葛飾郡上吉羽村〕

一件口書写

天保八酉年十二月

儀助扣

(三)

神立春樹

(1)

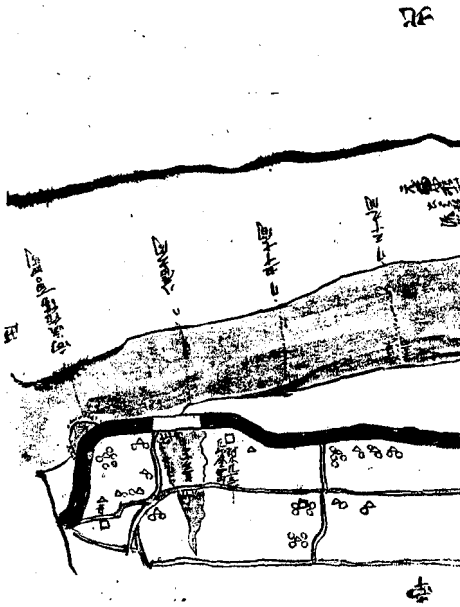
目次

はじめに

第一冊……………第二八卷第三号

第二冊……………第二九卷第一号

解説……………本号



解説 この一件の経緯と「一件口書写」にみる農村民の生活

一 事件の発端

この「一件口書写」の一件とは、権現堂川の川除御普請所、すなわち、治水用施工箇所の杭木が流失したと
いうことを発端とした事件であり、この控書は、この事件で取調べを受けた者の申し立てを記した供述書の写
しである。

事件の発端と取り調べに至る経緯の概略はつぎのとおりである。

この上吉羽村の地先にある権現堂川の治水工事箇所の堤大出しから川上に設けられた杭出し箇所のうちの
一番箇所の杭木五〇本が流失していると判断したので、そのことを役筋の大竹伊兵衛・小池勘次郎様へ届け出た
ところ、取り上げて貰えなかった。そこで、八月二十六日に役所に届け出たところ、杭木を伐取ったあとがあ
るとかで、これは容易なことではないとということになった。そして、十月七日、村の各株の村役人、そのほ
かの百姓が多数が連れ出され、呼び出されて、個々詳細な取調べを受けた。

二 上吉羽村と権現堂川

(一) 上吉羽村

この上吉羽村は、この時期は武蔵国葛飾郡、明治以降は埼玉県北葛飾郡に属し、一八八九（明治二十二）年
に神明内村、木立村、権現堂村と合併して権現堂川村となった。一九五四（昭和二十九）年に幸手町他四カ町
村との合体で幸手町上吉羽となり、現在は幸手市上吉羽である。利根川水系の権現堂川に沿い、「権現堂川の堤

防潰る……とは曾の東京の市民に其威を与へたる警語なりし。今は荒川の放水路出来其患なくなりたり⁽¹⁾、と記されている所である。

利根川水系の権現堂川右岸に位置する上吉羽の地形は、自然堤防の微高地と同川の堤外地、自然堤防により形成された後背低湿地で、この後背低湿地に集落が散在する。

元禄八(一六九五)年の武蔵国幕府領総検地の一環として検地が行なわれたが、「元禄郷帳」によると、高二三三石余で、ほかに上吉羽村枝郷小七新田一三六石余・轡瀬新田一八五石余となっている。小七・轡瀬両新田は元禄検地の頃開かれ、化政期に当村の小名となる。国立史料館本元禄郷帳では旗本山高領・同小堀領で、以後幕末までそうであった⁽²⁾。

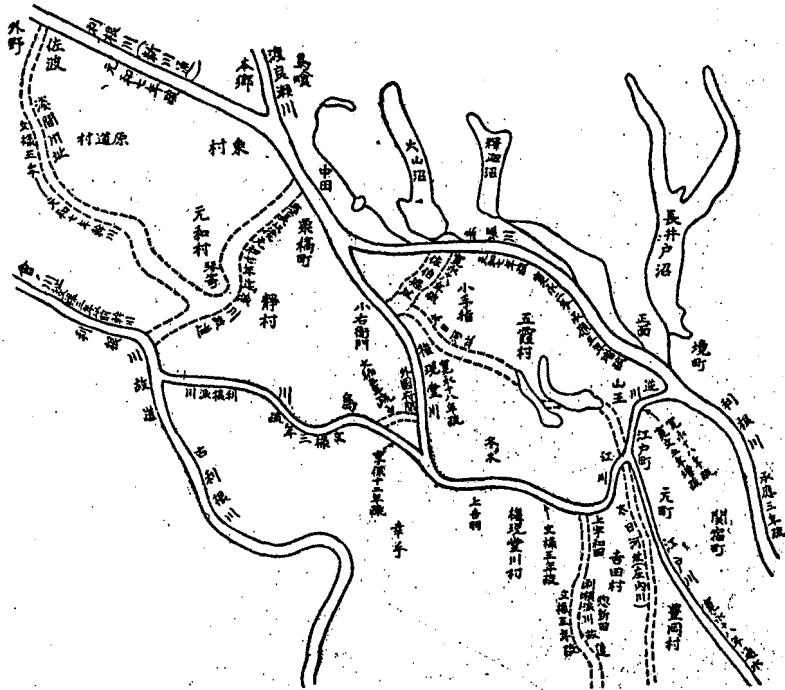
ここで対象としている「一件口書扣」には、小七、轡瀬という小名を示す小七株、轡瀬株のほかにも本村株、信木株が出てくる。この二つが当初の上吉羽村である。しかし、以上は小堀知行所分のみである。このほかに山高知行所分がある。

延享四(一七四七)年の上吉羽村は小堀知行所上吉羽村：四八九石三斗九升九合、田畑五八町二反一畝三步、山高知行所：六五石二斗五升、田畑一〇町四反八畝二四歩とからなる。御料所上吉羽村は本村・信木・小七・轡瀬で、山高知行所上吉羽村は一ツ谷である⁽³⁾。すなわち、この上吉羽村は五つの株からなる。そしてそれぞれの株に名主・組頭・百姓代の村三役が置かれており、五つの小村からなる村である。この「一件口書」は小堀領分上吉羽村についてのものである。

(二) 権現堂川

この権現堂川は、最も簡単には「埼玉県内を流れる一級河川。上流端は利根川からの分派点、幸手市北部で

第1図 利根川水系河川交流図



註1) 栗原良輔『利根川沿水史考』復刻第3版 1996年 山愛書院 133ページ。

中川に合流する。〈利根川水系〉、と説明されている利根川の派川である。

上野国利根郡水上村の大水上山に発して南流する利根川は、途中で多くの河川を合流するが、栗橋において権現堂川を派川とし、さらに関宿にて逆川を派して後、さらにいくつかの河川や諸沼の水を合流して下総国銚子に到り、太平洋に注ぐ。流路延長七五里の利根川は、渡良瀬川合流点の栗橋以上を上利根川、それより下流小貝川合流点の布佐までを中利根川、それより下流を下利根川という。そして、河道は上利根川の中途で吾妻川合流地波川までは山間部であるので変遷はないが、それより下流は平野を流れるので、変流が著

しい。これには人為的なことが含まれる。⁵⁾

この栗橋において分流した権現堂川は権現堂村で東南に屈曲する。「其彎曲の所水勢激し。故に大堤を築て防御す。長五百間高一丈八尺、最堅固に造る。是天正四年始て築く所なりと云ふ」、という『新編武蔵風土記』の記述を、栗原良輔はその著『利根川治水史考』において引用しているが、この権現堂川の開鑿年代をそこにおける天正四(一五七六)年説ではなく、「河田氏沿革考」にあるという寛永十八(一六四一)年説を採用している。⁶⁾

この権現堂堤は、「此の堤が決潰すれば利根の濁流は一渦千里、最短距離である江戸に向つて押寄せるので、可なり堅固に維持され、明治廿六年には八百余間に亘つて修築を行つた程である」⁷⁾、「本堤にして一朝決潰せんか、地勢上利根川の濁水は直ちに江戸を衝くの状態なるが故に、古来極めて重要視せられたる所」である。⁸⁾ というように治水・防災上重要な堤防であつた。

寛永元(一六二四)年以来弘化三(一八四六)年までに、この堤防の決潰は一七回に及んだが、この権現堂川が包括される利根川は水害が頻発し、その防水に苦心した。

数々の洪水のなかでことにはげしいのは、安永九(一七八〇)年、天明三(一七八三)年、天明六(一七八六)、享和二(一八〇二)年である。天明六(一七八六)年、享和二(一八〇二)年の洪水のときは、権現堂川堤が大決壊して江戸市中に及ぶ大水害を招いた。幕府は権現堂堤は御府内第一の水除堤であるとして大規模な築堤工事を施工、なかには堅固な段堤を築いた箇所もあつた。⁹⁾

土木学会編『明治以前日本土木史』は、明治以前の洪水はその記録が明瞭でないとしながら、つぎのようなものをあげている。

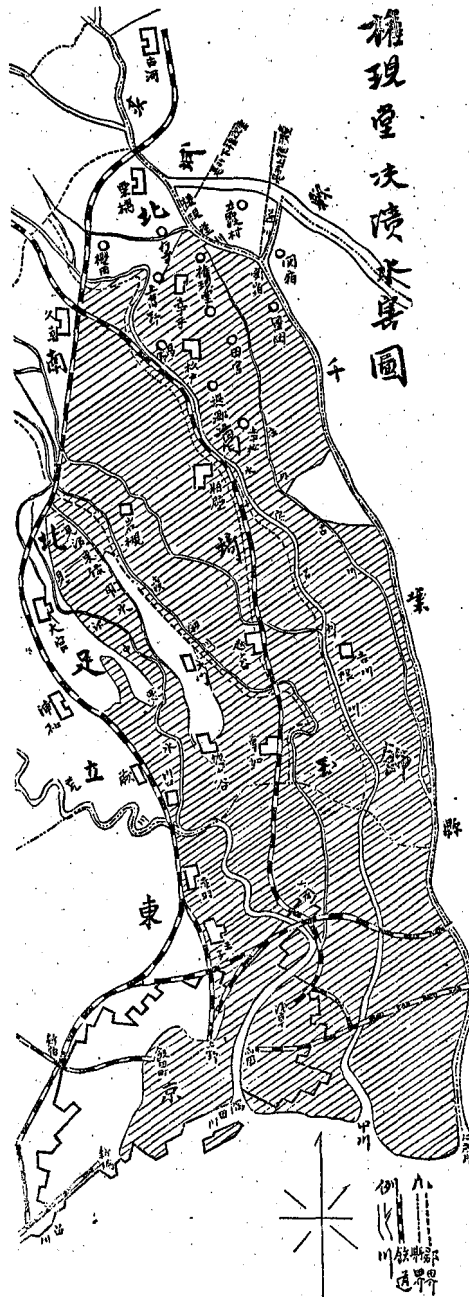
寛永元(一六二四)年の洪水は八月四日で、古利根川および太日河増水のため、亀有・葛西諸村より江戸の

本所・深川に氾濫した。宝永元（一七〇四）年に古利根川猿ヶ又の堤防が決壊し、享保十三（一七二八）年は八月三十日夜より九月三日まで暴風雨のために洪水となり、江戸の被害は甚だしかった。

寛保二（一七四二）年八月の洪水は全国的なものであったが、八月一日より増水し始め、下流部においては五日に最高に達した。水位は平水位以上七・八尺乃至二〇余尺で、堤防の一・六倍に及ぶものであり、荒川の氾濫水を合して平野一円に氾濫し、江戸市中を衝き、冠水の深い所は二〇尺に達したという。

天明六（一七八六）年の洪水は、夏期の気候寒冷で、七月十日より霖雨のために大洪水となり、権現堂堤は破堤して氾濫水は江戸に及んだ。十三・十四日頃には本所、深川、下谷、浅草、千住、向島はいうに及ばず、浅草観音堂のみは浸水しなかったが、山の手方面の牛込、小石川の低地を浸した。冠水の深さは、石切橋付近で四尺、小塚原は五尺、平井、請地、亀戸付近は一〇尺〜一五尺に達し、小石川柳町、戸崎町附近低地の家屋は浸水のため崩壊した。江戸川橋梁の流失、目白山下・愛宕山及び諸所の崖崩れ、新大橋及び永代橋の一部の流失となった。十八・九日頃から降雨ようやくやみ、減水に向かった。この年の洪水は明治以前における最大の惨害となったが、それは天明三（一七八三）年の浅間山の噴火による降石砂・降灰による利根川の河床が著しく高くなっていたことにあった。

弘化三（一八四六）年の洪水は、五月下旬より六月下旬に互って霖雨となり、そのために六月二十日頃から洪水となった。一二尺乃至一八尺五寸の増水で、二十七日午後一〇時頃より羽生領の利根川右岸をはじめとして、川俣・権現堂等の堤防決潰により、氾濫は江戸を襲い、惨害を与えた。⁽¹⁾



第2図
権現堂川決壊水害図

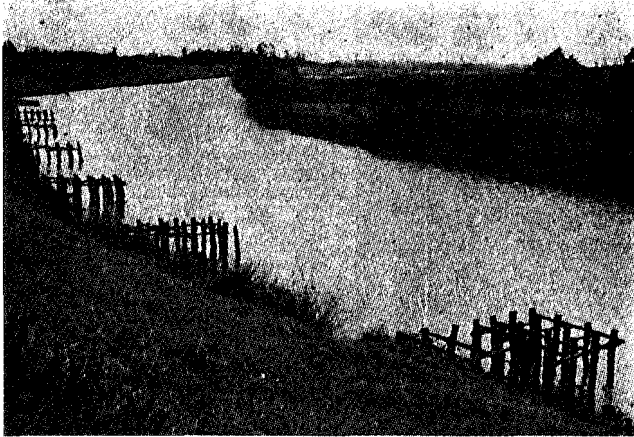
註

- 1) 『治水』第3号
1910年11月6日
治水社 3ページ.
- 2) この図は権現堂
堤が決壊した場合
に生ずる被害を過
去にあったことを
もとにした予想図
である.

(7)

三 近世の水制法

(一) 近世の水制法



杭出し（小貝川）
土木学会編『明治以前日本土木史』1936年 岩波書店 22ページ。

さて、この権現堂堤における護岸・水制工の一つが杭出しであるが、ここで、この護岸・水制工について概観しよう。⁽⁸⁾

土木学会編『明治以前日本土木史』は河川工事における護岸及び水制というように、両者を区分しているが、護岸は直接に堤防を防護するもの、水制は水の流れを制御するものであるように思われる。しかし、両者は密接に関連していて明確には区分できないであろう。

護岸には、法覆工、法止工、根固があるとしている。そして、法覆工として、芝・柵・柳枝・礫掛・立籠・石張など、法止工として、羽口工・詰打杭・杭柵・柵・蛇籠・石積・捨石など、根固として、蛇籠・捨石・牛柵類、をあげている。これらは、たとえば蛇籠は円く細長く粗く編んだ籠のなかに栗石や碎石などを詰めたもので、堤防を保護する。

水制工であるが、これには透水的構造と不透水的構造がある、としている。

不透水の構造物は、石出し・籠出しなどで、「集塊又は一体をなせる」ものである。「水流益々激突して其底部を洗掘する虞」がある。すなわち、水流を遮断するものであるので、それに懸る水圧はきわめて大きく、構造物の基底部を掘り浚う。

これに対して、透水の構造物は、杭工、牛類、杵類で、これは「流水に抵抗する事なく、且つ能く激流に耐ふる」ものである。すなわち、流水を遮断するのではなく、それを弛めるものである。これは古来、急流河川の水制として重用されたものである。

これらの水制工法のうち、杭工は構造が最も簡単で原始的であるが、効果の大きいものである。ただしこれは河底が砂地の場合には適するが、河底が砂礫である場合、また水深が大きい場合には適さない。この杭工を改案し、変形して造り出されたであろうものが各種の牛類、杵類である。河川の中に木組み、あるいは木杵に詰石を行ない、これによって水勢を制御しようとするものである。

(二) 権現堂堤の治水・水制施設

権現堂川の洪水、権現堂堤の破堤は、遠く江戸市中まで被害が及ぶが、なによりも地元の被害は大きい。「権現堂号」という特集の『治水』第三号には、幸手町役場調査による「権現堂堤水害考 権現堂川堤既往切所箇所調」が掲載されているが、堤防沿いの村々は堤防決壊に苦しんだ。

例えば、寛保二(一七四二)年の破堤は村々に甚大な被害を与えた。この年の「八月朔日大風ニ付利根川満水仕、同二日夜四ツ過当領囲境之内八甫村・松石村并惣新田堤三ヶ所押切、当村急流故竈数書面之通押流」された。「書面の通」とは、上吉羽村についての、「高四百八十九石三斗九升九合 人数合三百六拾五人 内男百九拾五人 女百七拾人 此家数六拾八軒 流家五軒 潰家拾五軒 立家四十八軒 床之上水丈七・八尺」、他

に、「水呑百姓 人数合四拾七人 内男二十三人 女二十四人 此家数拾五軒 流家三軒 潰家七軒 立家九軒 床之上水丈七・八尺」という記述である。すなわち、上吉羽村は八三軒のうち、流失したものの八軒、潰れたもの二二軒で、残り五七軒も「床之上水丈七・八尺」であった。そして、「此度出水ニ付田畑之儀ハ不申上、夫食不残当分ハ大勢ノ者共渴命ニ罷在」という状況となった。この翌年、人数三六五人のうち一二八人は「御吟味ニ付取除一き、残り二四五人の「此度夫食御願申」し出たが、「右者去戌秋出水ニ付田畑損毛任夫食所持不仕候分」である。

安永九（一七八〇）年の洪水では権現堂堤は一五〇間が破堤、人家一〇軒が流失し、七町歩余が泥沼と化した。堤防修復後に、そこに池ができてしまっている。

このような洪水による堤防破壊に対する防禦が図られていた。『治水』第三号には、天保四（一八三三）年の幸手領の村々に命じられたつぎの文書が掲載されている。

権現堂川通り堤水防

一 堤長五千九百八十四間二尺 但高百五石五人掛十軒にて二人積

此人足千三百十四人

空俵五千三十六俵

右は村々受取の水防場所地名主へ篤と寄置可申候

手提灯 但人足十人に付一張宛

材料 一ヶ村一人宛

一 堤付村へ人足割付詰所相極置可申事

一 人足詰候は、其場所の名にて着到可致事

一 水防人触付より石付を以て御□□領へ触廻可申事

右は役人指図無之とも出水可有之天氣合に候へば油断なく相可触候

右間敷並に人足防ぎ場所割は

但し防人足鍬、土持籠、木鎌等差出一昼夜相働交り参り候節水防役人へ断り申上相替可申候事共役人居合せ不申候

場所は其村名主へ指図請替可候、妄りに張場替り致間敷候事

一 水番人足触継の事 一番二番三番の替り人足申付置替り可申候事刻限間違無之様に村々にて兼て申合せ置差出可申事

このような防水体勢をとるが、権現堂川の権現堂堤の水制としては、先ず、先に乱杭を打ち込み、土出し八箇所を設け、平時、空俵千俵、縄三千房を貯えていた。⁽¹⁸⁾

平素の村人の関わりであるが、このことについて、本村株の名主儀助はつぎのように言っている。

この利根川村方附の御普請については、村内の五つの株の村役人が一同で連印で御願したものですが、その取り扱いについては信木株の名主弥右衛門を総代として依頼してあるので、私はまったく取り扱っていません。工事が終わったときほかに見廻ったこともありません。平素の見廻り方についてもお尋ねがありました。これまで平素見廻ることはありませんでした。出水のときは村役人が出て見廻り、大水になりましたら一同を呼び集め水防を行なってきました。出水のとき見廻りに出ましても水位が高く、工事箇所のことは総代の弥右衛門に任せていますので、杭木流失などを調べることもあ

りません。

四 事件の経緯

(一) 口書における事件の経過

さて、この権現堂川の上吉羽村地先分には、第三図のような水制施設がある。この杭出しの杭木が流失、実は「伐取り」があったのである。

このことの経過は、隣村の権現堂村の名主吉十郎はつぎのように述べている。

六月二十一日

利根川出水 上高野村の詰所より御懸りが見廻る。

七月十日

水量が半分くらいになる。堅竹水除四箇所の内、四分ほど流失していた。そのことを御役所に行き、届け出た。

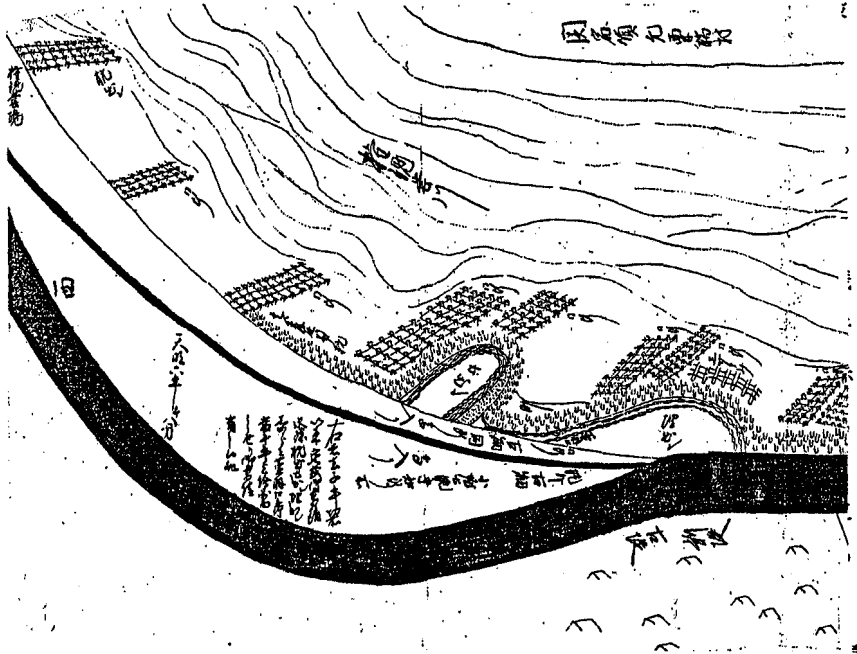
そのとき、上吉羽村へも、調べて届けるよう仰せ渡された。帰りの途中、幸手宿で上吉羽村名主儀助の父甚兵衛に会ったのでそのことを伝えた。

八月六日

出水 大杭出しの内の長さ三間・三間半・四間の杭木二十五本が流失した。

八月十二日

第3図 川除善譜図



出水 大杭出しの内、杭木十一本流失。

合計して三十三本が流失した。

また、八番出し杭木二本流失した。

八月二十一日

御懸り大竹伊兵衛・小池勘次郎様名で、内国府へ権現堂村・上吉羽村までご見分という連絡が上戸村栄喜よりあったので、案内した。以上のような流失のことを報告したが、取り合って貰えなかった。

八月二十三日

杉戸駅に火附盗賊改落合長門守様の御組の糸賀啓助・小川八右衛門様から呼出しがあったのでそこにおった。その帰りに上高野村の詰所の前を通ったら、そこに上吉

羽村の村役人が大勢いたので、ことのわけを聴いたところ、上吉羽村附杭木流失のことで処置が難しいので相談していた。この杭木流失で難儀していることは承知したが、伐取ったということは知らなかった。

十一月十三日

当役所に呼び出され、事の顛末そのほかのことについて尋問があった。

この上吉羽村の杭木流失、伐り取られたことについてはまったく知らないことである。普請所の用木に似寄りの物を担いで出たり、馬につけて持ち運んだり、売買したことを見聞きしたことは勿論、噂・風の便りなども聞いたことはない。

当役所にて、上吉羽村の者が取り調べを受けている最中に、一先ず先に帰宅するように言われたので帰り、お糾しのことについて村人一同に糾したが、いささかなりとも知っている者はなかった。

七月十日に、名主儀助の父親甚兵衛が私用で幸手宿へ行く途中、この吉十郎に行逢った。吉十郎から、上吉羽村の杭木流失について調べ届け出よという役所の懸り大竹伊兵衛の指示が伝えられた。急ぎ帰宅した甚兵衛は儀助にそれを伝えた。儀助はそのことを書面をもって惣代の弥右衛門に伝えた。弥右衛門の伴千代松は六月十日に上州伊香保・草津へ轡瀬株の名主嘉津馬と一緒に病氣療養に出かけ、前日帰宅したばかりである。なお、父弥右衛門は腫物ができていてよくない。

以下はこの惣代弥右衛門の伴の千代松の対応である。

七月十一日

川辺に行き、流失の数を調べた。

七月十二日

上高野村の御詰所へ弥右衛門が届け出る。流失箇所が分らないので、どの出して何本流失したかを
取調べ、追って書き出すよう言われた。

七月十二日

権現堂村の名主吉十郎の件が来る。急に御見分があるので来るようにとのことであるが、弥右衛門
は腫物で難儀しており、かわって千代松が行く。

普請の時の箇所番附建札をもって案内したが、水位が高くて分らず、また弥右衛門抜きでもあり、
追って取調書を提出するよう言われた。

早急に調べなければならぬのに、弥右衛門の腫物が悪く、看病・介抱に追われてそのままにして
いた。

八月六日

千代松が私用で出掛けた幸手宿の本陣泉屋直七宅前で儀助の父甚兵衛に会う。甚兵衛は、用水のこ
とで上高野村の詰所へ行った帰りで、大竹伊兵衛様からの弥右衛門への伝言を伝えた。それは、七月
十二日の申し渡しを早急に行なえということである。

八月七日

千代松が見廻ったが、四日の嵐で増水していて、見えない杭もあり、見分できなかった。

八月八日

この春の普請仕度惣代の上高野村の弥右衛門の所へ行き、普請箇所番附を調べ、場所を見廻って吟

味した。その結果、壹番之杭出しの杭木五〇本、長さ五間杭二四本、四間半の杭木二六本、残らず流失、大出し向杭木五〇本のうち二〇本、大出し羽口留杭木五〇本のうち二本が流失と見てとれた。これは六月八日、七月四日の二度の風雨で権現堂川が出水して流失したことを取調べ、書付にてお届けしたところ、「快楢」次第、船にてご見分があるという伊兵衛様からの仰せ渡しがあつた。

八月二十一日

内国府間村から権現堂村、上吉羽村までご見分がある旨が上戸村の栄喜より言ってきた。弥右衛門はまだ病気なので千代松が出て案内し、見分を受けた。詰所まで来るようにと言われ、行って控えていたら、栄喜、小左衛門よりつぎのことを聞かされた。つぎのこととは、伊兵衛様より、親の代から権現堂川見廻り役をつとめている栄喜、取用取次触継役を勤めている才羽村の名主小左衛門に上吉羽村の流失届書へ押印するようにと言われたが、二人は堅く断つたところ、何か心当りのことがあるのであろうから押印はしてはいけない、なお、上吉羽村を穿鑿し取り調べるべく申しつけられた、ということである。

千代松は早速帰宅、夜になっていたが、病気の小七株の五郎兵衛を除く、本村株儀助、轡瀬株嘉津馬、一ツ谷株藤兵衛の名主と千代松が集り、御察当の趣旨を申し聞かせたが、埒が明かなかつた。明日、現地を見廻り、調べることを決めた。

八月二十二日

四人で川へ行き、見廻り調べたが、水位が高くて流失としか見られず、他に杭木が減少しているかどうか仔細は分らなかつた。その旨を詰所に参りお届けしたところ、そのようなことでは相済まない、明日、朝八時まで各株の三役人一同出頭せよ、と言われた。

八月二十三日

五株の村役人一四人一同揃って出頭した。そこで大竹伊兵衛様が、これまでこの杭木の減少の仔細を千代松に質されたが、千代松は流失とのみ申し立て、一向分らない、と答えたところ、大竹伊兵衛様よりこの度のことは、流失とばかりではないのに、流失とは何事か。

一同は仔細と存じないので答に困ったが、上戸村の榮喜、上高野村の名主佐五右衛門にこの取り扱いが仰せ付けられた。この二人から、これは一通りでは済まなく、よく相談して申しあげるように、伐取った者がいるという噂もある、と言われた。

一同は驚き、そこを恐れ退き帰り、五郎兵衛宅に集り、村中にここに急いで集まるように触れを出し、村内残らず寄り合った。そこで尋ねたが、杭木減少の仔細を知る者は一人もいなかった。多くの杭木の減少でおかしいとは思うが、伐取ったことを聞いたものは一人もない。どうもお答えしようがない。しかし、村を救うためにご入用をもって普請してくださったものである。そこで、村入用を以て、杭木を足し、もとのように補修し、お憐愍をいただき沙汰のないようにしようと言ひ合ひ、このようにお願いすることとなった。

八月二十四日

千代松ほか、この村入用をもって補うという嘆願書を詰所に提出したが、それは受理して貰えなかった。受理しないという印形を貰った。

八月二十六日

そのことを御役所に届け出た。見廻り方を改めるよう言われた。

十月五日

来春の御普請にあたり、計画を立てるにあたり、五郎兵衛と千代松が案内したが、先日より水が減り
 沓番之杭出しの所を見たところ、伐取跡が残る株が見えた。今までは真偽が定かでなかったが、これ
 を見て仰天した。

十月七日

夜、野村幸右衛門様が出役。村役人・小前の者一同引き立て呼び出しを受け、取調べが行われた。

(二) 事件の展開

この杭木流失事件は、杭木伐取事件へと展開するが、取り調べのなかで、四人の百姓が流木を引きあげてそれを処分してしまったということが明らかとなった。その四人とは本村株百姓卯之助、信木株百姓代沢右衛門、信木株百姓喜助、小七株定吉で、堤外畑へ野良仕事に行っていたとき、四人で地先を流れていた材木を引きあげ、後日、それを轡瀬株百姓伝五郎、同じく利兵衛の二人がその売却を行なった、ということである。その経過を四人のうちの一人沢右衛門はつぎのように供述している。

六月下旬の頃、私は村方の堤外野流作場に農業をしに行ったところ、そこには同じ信木株の百姓喜助、本村株百姓卯之助、小七株百姓定吉も同じように農業をしに来ていました。

小休みのとき、四人で附津へ行って川の水を見ていたら、材木が九本流れ寄ってききましたので、それを繋ぎ留めて置きました。それが杭木であるとは知らなかったので、水が少なくなつて砂場に引き上げたところ、長さ二、三間程ともみえましたが、二間余りでしたでしょうか、杉丸太二本、檜丸太七本でした。

喜助、卯之助、定吉の三人は私と同様の困窮人で、妻子の食物にもさしつかえがある状態ですので、こ

の材木を売り渡して、麦割にでもしたいということでした。

その後、卯之助は関宿に行きました。

七月の六、七日の頃でしたか、卯之助以外の三人でその場所へ農業をしに行ったときに、そこに鱒瀬株の伝五郎と利兵衛が同所へ農業をしにきました。そこで二人に持っている材木を処分したい旨を話したところ、買い受けていいということだったので、麦割とでも引き替えてくれるように話しましたが、雑穀はないということでした。そこで代金に見積ることにしまして、一本三〇〇文ずつ九本で合せて二貫七〇〇文で売り渡しました。

この代金を伝五郎より定吉が受け取り、定吉から喜助と私の二人に受け取ったことが告げられました。三人で相談をして四つ割にして、定吉、喜助、そして私がそれぞれ一人分六七二文ずつ受け取り、卯之助は留守中であるけれども当初の約束であり、家族に渡しました。

このように申しあげたところ、尋問中、手錠をはめられましたが、まことに恐れ多いことです。このことですが、何度ご尋問がありましたも、伐取は決してしていません。

しかし、私が出したことです、窮まり果てたとはいえども、どこの物とも分らないのに、みだりにそれを引きあげ、役元へも無断で勝手に売り払ってしまいました。この度、村地先の防水工事箇所一番の杭木五〇本がすべて無くなり、内四六本は伐取った跡があるということで、怪しいとお思になる折柄であり、容易なことではないと聞かされましたが、そのようなことであるとも知らずに、生活困難で朝夕の食事にも差し支える状況なので、僅かではあっても妻子の食べ物の助けにしたい一途に思つてのことです。他の考えはありませんでした。

このことの他は、怪しい材木など見たことはありません。またそのような物を持ち運びを見たり、聞いて

たりしたことはありません。

似寄りの物を取り扱ったことがあります。村役人から糺されて知りませんと答えましたが、このことについてご察しあてられました。お答え申し上げます。それに私は村役の百姓代もしているのに、このようなことで申しあげようありません。

このようなことですので、どのようなお咎めでありましても一言も申し上げずにお受けいたします。

以上は、材木を引きあげ、売り払った四人のうちの一人、沢右衛門の供述であるが、沢右衛門が村役をしていることからの口上の部分を除いて、ここで述べていることがらの経緯は、定吉、喜助のそれと同じである。

五 村人の生活

(一) 口書における村人の状況

ここに供述をした者の一覧は第一表のようになる。

まず、所持石高が大きく、村役をしているというような上層の者の平素の状況、この事件前後の様子をみよう。

「私は今年は腹痛・発熱で、六月十日に村を出発して、上州伊香保・草津温泉に治療のために出かけ、七月九日帰宅しました」(轡瀬株名主 嘉津馬二十九歳)。

「私はもともと、のぼせ・寒さで難儀していて、六月十日に出発し、上州伊香保・草津へ、轡瀬株の名

百姓 [喜助] 7斗余 女房 男子2 4人暮
 農間余業ニ大工渡世候得共、去申年稀成凶作ニ而難渋□□柄ニ付一向職分無御座候。
 素ノ困窮者、別而引詰リ今ヲ漸々遣リ罷在候

小七株
 名主 五郎兵衛 45歳 21石7斗0升1合
 父 伯母 女房 男子3 女子2 下男2 下女1 12人暮
 与頭 吉兵衛 22歳 6石7斗5升 母 女房 妹1 弟3 7人暮
 百姓代 喜三郎 55歳 10石 女房 男子3 娘1 6人暮
 百姓 定吉 35歳 2石余 母 女房 女子2 5人暮
 農間之余業ニ素麵拵江商仕候得共、家内多困窮者ニ御座候之上去申年遺作米値段格別ニ高直之芟当麦作相応ニ奉存候処左程之芟無御座候。米弘底故麦茂高値ニ御座候。麦者不出来ニ御座候故商売引合不申殆之暮方ニ差支当惑至候仕合ニ御座候。

百姓 祐右衛門 33歳
 農間之余業ニ牛馬之売買仕候得共、四月二日ノ家内中流行之疾病相煩漸々八月ニ至リ快方仕候ニ付、農業ニ茂不能出牛馬之渡世モ引込罷在候ニ付…

百姓 幸吉 34歳
 農間之余業ニ木挽キ渡世仕候。
 六月十五日下総国桐ヶ作村江金四拾兩余之山ヲ受取罷越木挽稼仕八月廿八日帰宅仕、九月朔日又候罷越同十日ニ帰宅仕候、又々九月廿一日ニ罷越申候而木挽稼仕罷在候、尤々^ノ逗留ニ罷越候節帰宅仕候節其都度々々役元江断申候。然ル処十月八日当御役所より御召出之趣ニ而迎ひ参り候間不取敢帰村仕、……

樽瀬株
 (名主) 嘉津馬 29歳 59石9斗9升9合
 父 女房 男子1 弟1 妹2 下男2 下女2 11人暮
 当年者疝癩痰氣ニ付六月十日村方出立仕上州伊香保・草津温泉江為療治罷越七月九日帰宅仕候

与頭 要右衛門 29歳 10石3斗3升1合
 祖父母 伯父 女房 男子2 妹 8人暮
 六月下旬暑氣中ニより流行之疫邪相煩悪氣発熱御座候ニ付取越臥在、近々熱氣強ク浮され何事茂前後取留相覚江候ギ無御座候、漸々八月下旬ニ至リ快氣仕候

組頭 九右衛門 28歳 13石余 母 女房 女子 4人暮
 百姓代 利右衛門 31歳 13石5斗3升9合 母 女房 男子2 女子 6人暮

権現堂村
 名主 吉十郎

第1表 口書にある者の一覧

本村株					
名主	儀助	22歳	29石5斗3升5合	祖母 父 女房 弟・妹 3	7人暮
				当夏中農業ニセ話敷隙無御座候間余事者不致罷在候	
与頭	甚平	54歳	4石2斗3升8合	母 女房 男子 3	6人暮
百姓代	兵藏	49歳	4石余	男子 2 女子 2	5人暮
				農間之余業ニ大工渡世候得共、当時者農業而已仕居、女房大病ニ而当夏死亡仕、…………	
百姓	勘重郎	51歳		当時隠居仕罷在何事茂差構不申一向不存 俸益右衛門 茂村 役茂 相勤メ 罷在候得共、…………、八月廿三日夜益右衛門 変死ニ付急参会触来リ 候得共罷出不申…………	
	勘重郎 悴 米藏	23歳		益右衛門の弟	
百姓	六治郎	20歳		農間之余業ニ 市場或者神仏縁日ニ 焼饅頭ヲ 商ひ仕候	
百姓	留五郎	46歳		百姓文治郎伯父 文治郎未タ幼年ニ御座候間、私茂後見仕罷在候素ノ困窮者ニ御座候 農間之余業ニ 馬土渡世仕、権現堂河岸江 毎日罷出送荷稼ホ仕候	
百姓	勘重郎*	48歳	*勘藏か	余業者無御座候	
百姓	乙松	25歳		農間之余業ニ大工渡世候得共、近来新規普請ホ々仕候茂無御座候。柱ホ之様之物取扱候茂無御座候 六月三日より疾瘡押込、其上流行の疾病相罷在候間何方江茂罷出不申候、七月上旬全快仕候	
信木株					
名主	弥右衛門				
	[悴] 千代松藏	30歳		私茂者一駄逆上寒強難茂至極仕候ニ付、六月七日出立、上州伊香保、草津江 譽瀬株名主嘉津馬同道仕温泉江罷越葉湯仕、七月九日夜帰宅仕候処、…………	
与頭	辰五郎		10石8斗9升3合		
	煩ニ付同人悴				
	平治郎	19歳		父 母 女房 男子 1	5人暮
百姓代	沢右衛門	38歳	1石7斗	女房 男子 2 女子	5人暮
				素ノ困窮者 農間之余業ニ 綿打ヲ仕候得共、去申年之違作ニ而打候品物無御座候而商売誠ニ隙ニ御座候 三ヶ年已前ノ病身三相成、癩氣持病相成相勝レ不申、殊ニ去申違作ニ付誠ニ以必至ニ而困窮仕、妻子露命漸取統罷在候年柄ニ而困窮仕罷在候	

主嘉津馬とともに、温泉に行き、葉湯し、七月九日夜帰宅しました」（信木株 名主 弥右衛門）

(23)

この兩人を含め、所持石高一〇石以上の者、要右衛門、平治郎、儀助、嘉津馬、五郎兵衛、九右衛門、利右衛門、喜三郎の八人には農間余業の記載や困窮状況の記述はまったくなくない。

嘉津馬家は所持石高はほぼ六〇石である。下男、下女各二人、合計四人の年季奉公人があり、家族労働力に加えて農業を行なったであろうが、小作にかなり出していたかもしれない。六月上旬から七月上旬にかけて一か月温泉療養ができるのである。

小七株の名主五郎兵衛は二一石七斗ばかりを所持するが、下男二人、下女一人、合計三人の年季奉公人があ

る。
本村株の名主の儀助は、「私はこの夏中、農業で忙しく、暇がありませんでしたので、他のことはしませんでした」といっている。儀助の所持石高は二九石五斗三升五合で、田畑面積にしておおよそ二町数反歩ほどであろうか、家族は祖父、父、女房、弟、妹と本人の七人である。下男・下女についての記載はないので、年季奉公人はいない。家族労働力では有る余る耕地であり、あるいは小作に出しているであろうが、農業に勤勉に勤む家であるようである。

つぎに、所持石高が小さい小前の者の状況をみよう。

「私は農業の合間に市場あるいは神社・お寺の縁日に焼饅頭を商っています」（六治郎 二十歳）。

「私は農業の合間に牛馬の売買をしています。しかし、四月二日より家内中流行の病に罹り、八月になつてよくなりました。したがって、その間、農業にも従事せず、牛馬売買の仕事もしませんでした」（祐

右衛門 三十三歳。

「私は農業の合間に木挽をして暮しを立てています。六月十五日に下総国桐ヶ作村へ行きました。金四〇兩余の山を引き受け、木挽稼ぎをするためです。八月二十八日に帰宅しました。九月一月にまたそこへ出かけ、十日に帰宅しました。九月二十一日にまたまた出かけて木挽稼ぎをしていました。十月八日御役所からの出頭のことについての迎えがあったので帰村しました」(幸吉 三十四歳)。

「私は女房と子供三人、五人家族です。石高は一石七斗で、もともと貧窮者です。農業の傍ら、綿打ちをしています。去年は出来が悪く、綿打ちする物がなくて、仕事は少なくなりました。三年前から病身となり、『瘧気』持病となり、健康勝れません。殊に昨年の不作によって本当に困窮の極みとなり、妻子の命をなんとかつないでいるという貧窮の状況です」(沢右衛門 三十八歳)。

「私は、家族は母、女房、子供二人で、五人暮しです。所持石高は二石余です。農業の合間に素麵をつくり売っています。家族が多く困窮していますが、その上に去年の凶作で米の値段が非常に高値となりました。麦作はよいと思いましたが、それでもありませんでした。米がなくなつたので、麦も高値になりました。このように麦も不作なので商売は引き合いません。このようなことで生活に差しつかえ、大変困っています」(定吉 三十五歳)。

「私は文治郎の伯父です。文治郎はまだ幼年です。ので、私が後見人となっています。もともとから困窮者です。農業の合間に馬方をして暮しています。権現堂河岸へ毎日行き、荷物運びをして稼ぐなどしています。……」(留五郎 四十五歳)。

「私は農業の合間に大工をして暮しています。しかし、この頃は新規の普請などをすることはありません。柱などのような物を取り扱うこともありません。この六月三日から『疾瘡』(はれもの)に襲われ、そ

第2表 上吉羽村所持石高戸数の推移

	1804年 (文化元)	1807年 (文化4)	1819年 (文政2)	1867年 (慶応2)	1870年 (明治3)
0	2 (2.8)	1 (1.4)	0 (0)	7 (10.1)	7 (8.8)
1石未満	16 (22.5)	16 (22.9)	15 (22.1)	14 (20.3)	18 (22.5)
1～5石未満	23 (32.4)	22 (31.4)	25 (36.7)	29 (42.0)	32 (40.0)
5～10 "	16 (22.5)	17 (24.2)	17 (25.0)	11 (15.9)	9 (11.3)
10～20 "	9 (12.7)	9 (12.9)	5 (7.4)	4 (5.7)	10 (12.5)
20～30 "	3 (4.2)	4 (5.7)	5 (7.4)	1 (1.4)	1 (1.3)
30～40 "	1 (1.4)	0 (0)	0 (0)	2 (2.9)	1 (1.3)
40～50 "	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1.3)
50～60 "	1 (1.4)	1 (1.6)	1 (1.4)	0 (0)	0 (0)
60石以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1.4)	1 (1.3)
合 計	71 (100.0)	70 (100.0)	68 (100.0)	69 (100.0)	80 (100.0)

註1) 各年度の『宗門人別改帳』より作成。

のうえに流行の病気にかかってしまい、どこへも行くことができませんでした。七月上旬になって全快しました」(乙松二十五歳)。

「私は、女房が昨年夏に大病で死にまして、いまは子供四人との五人暮しです。石高は四石余り所持しています。農業の合間に大工をして暮しています。この事件のときは農業をしていました」(兵藏 四十九歳)。

「私は、所持石高は七斗ばかりで、家族は女房、子供二人で、五人暮しです。農業の合間に大工をして暮しています。しかし昨年は稀なる凶作で難渋している折柄、仕事がありません。もともとの困窮者であり、本当に行きづまっています、なんとか遣り繰りしています」(喜助)

ここには村民のなかにかなり大きい階層差があることを知る事ができるのである。

(二) 村人の生活

第二表はこの上吉羽村の村人の所持石高の階層別

構成の推移を示す。ごくおおまかには、幕末期に無高層が多くなっていること、五石〜一〇石層が減少して、それ以下の階層が増加していること、最大六〇石を含む大規模層が現われていること、などをみる事ができる。この事件のあった天保八（一八三七）年にはこのような階層分化が進行しているといえよう。

残された文書のなかにある『天保十年 小七株 勇右衛門・定吉 中追放控』というものは、中追放を受けた者の家財目録ともいえるべきものとなっている。

表紙には小七株の勇右衛門と定吉となっているこの書類の中身は卯之助、勇右衛門についてのものとなっている。

天保拾年	
小七株	勇右衛門
定吉	中追放控
亥正月十日	本邑
	儀助

御請書之事

一 当所一件於御奉行所様奉懸御吟味之上卯之助中追放被仰付候ニ付従

御地頭所様為御検使与麻生七兵衛様・佐藤竜次様御越被成、家財不残御改メ封之上御預ケ被仰承知奉畏候。組合ニ而昼夜代合無落度相守可申候。若不埒之弔於有之者如何様之御仕置被仰付候与も一言之

申開無御座候。依而御受書如件

天保十亥年

正月四日

武州葛飾郡

上吉羽村

右組合 萬五郎

同 六治郎

同 孫右衛門

同 留五郎

同 乙松

同 喜六

組頭 甚平

名主 儀助

麻生七兵衛様

佐藤竜次様

卯之助家財左之通り

一 家南向ニ而掘立同様九尺貳間

但東西六間

南北貳間

一 灰屋雪隠掘立

四方四尺

竈壱つ 釜壱つ但し四升焚

小鍋壱つ 薬くわん壱つ

居延壱畳 鍬壱挺

鎌壱挺 白壱つ

杵壱本 障子貳本

戸四本 水桶壱つ

石挽白巻つ

一 屋敷六畝拾貳歩 御水帳面嘉右衛門名所

高七斗四合

勇右衛門家財左之通り

一 家掘建ニ而東向貳間ニ三間

則屋舗但東西六間

南北十五間

一 物置貳間ニ三間南向但シ 内貳間四方之板敷有

木戸貳本、前通り戸六本

一 馬家貳間ニ四間

竈巻口 釜巻つ但し貳升焚位 小鍋巻つ

松白巻つ 杵巻本 鍬巻挺 鋤一挺

鎌貳挺 水桶巻つ 戸四本 米婦るい巻つ

居庭四疊

一 屋舗巻畝六歩 新五右衛門名所

高巻斗三升貳合

取永

さてこの二人は中追放となった。近世期の刑罰のなかの追放であるが、寛保二（一七四二）年制定の『公事方御定書』御仕置仕形之事は、追放を立入地域として罪人に示すべき御構場所の広狭によって重・中・軽ほか

の軽重があり、中追放は武蔵・山城・摂津ほか六国と三街道筋、居住および犯罪の国を御構場所として、立入禁止とした。また田畑・屋敷の闕所（財産没収）が付加された。延享二（一七四五）年に至り、町人百姓の追放には重・中・軽三追放における御構場所の差などを撤廃し、一律に江戸一〇里四方、本人居住および犯罪の国を御構場所とすることとなった。¹⁸⁾

中追放にあたり、その家財は封の上、組仲間で管理するということである。

この冒頭の当所一件というのが、ここでみてきた天保八年の杭木流失一件であるかどうかは定かではない。表紙には勇右衛門・定吉とあるが、なかは百姓勇右衛門と百姓卯之助である。流木を引き上げて、後にそれを売却したのは、喜助、卯之助、定吉、沢右衛門の四人であり、それを買ったのは伝五郎と利兵衛であった。

この中追放の表紙にある定吉、本文に出る卯之助は、杭木流失一件で、流木を繋ぎ留め、引きあげ、売り払った四人のなかの二人である。この事件に関わっての中追放であったのであろうか。小七株百姓勇右衛門は「一件口書扣」に出てきた小七株百姓祐右衛門であろう。彼は、「私は農業の合間に牛馬の売買をしています。しかし、四月二日より家内中流行の病に罹り、八月になってよくなりました。したがって、その間、農業にも従事せず、牛馬売買の仕事もしませんでした」と申し述べた者である。石高、家族の記載はなかった。

この二人の家財は、炊事用具は、竈一・釜（四升焚）一・小鍋一・やかん一（卯之助）、竈一・釜（二升焚位）一・小鍋一（勇右衛門）、農具・調整器具として、鋏一挺・鎌一挺・水桶一・臼一・石挽臼一・杵一本（卯之助）、鋏一挺・鋤一挺・鎌二挺・水桶一・松臼一・杵一・米篩一（勇右衛門）、建付類として、居筵一畳・障子二本・戸四本（卯之助）、戸四本・居筵四畳（勇右衛門）となっている。

このほかに食器類、寝具類、衣類もあり、家財類も追放にあたっての家財管理分のみであるとしても、小前層の家財類の少なさが示されているように思われる。

この「一件口書写」における村人の供述は、それ自体として、あるいは他の史料と関連づけられればいっそのこと、当時の村人の生活の状況を知ることができる興味深い史料である。

註

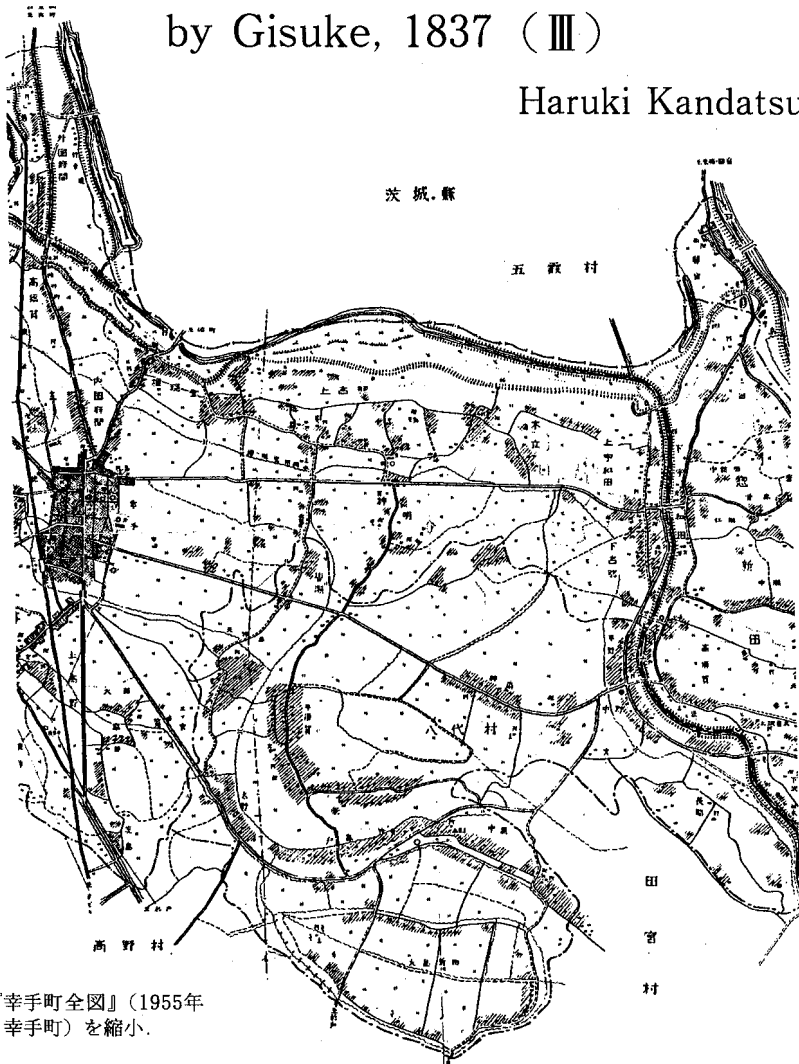
- (1) 沢本健三編『市町村別大日本国勢総覧 上巻』一九三四年 帝国公民教育協会 埼玉県五九ページ。
- (2) 『埼玉県の地名 日本歴史地名大系 第十一巻』一九九三年 平凡社 一一〇七ページ。
- (3) 『延享四年御検見御宿諸入目ニ付書上』『延享四年山高佐大夫知行所書上』。
- (4) 『河川大事典』一九九一年 日外アソシエート 四二二ページ。
- (5) 土木学会編『明治以前日本土木史』一九三六年 岩波書店 四一〜四二ページ。
- (6) 栗原良輔『利根川治水史考』復刻第三版 一九九六年 山愛書院 一三四〜一三五ページ。
- (7) 栗原良輔前掲(6)『利根川治水史考』一三五ページ。
- (8) 前掲(5)『明治以前日本土木史』六一〜六二ページ。
- (9) 前掲(6) 栗原良輔『利根川治水史考』一三五ページ。
- (10) 前掲(2)『埼玉県の地名 日本歴史地名大系 第十一巻』一〇五九ページ。
- (11) 前掲(5)『明治以前日本土木史』四二〜四三ページ。
- (12) 前掲(5)『明治以前日本土木史』二二〜二二ページ。
- (13) 『治水』第三号 一九一〇年二月六日 治水社 四ページ。
- (14) 『寛保二年』流家・漬家・人別書上帳』。
- (15) 『寛保三年』夫食御願控へ帳 亥二月 葛飾郡幸手領上吉羽村』。
- (16) 前掲(2)『埼玉県の地名 日本歴史地名大系 一一』一〇五九ページ。
- (17) 前掲(13)『治水』第三号 五ページ。
- (18) 栗原良輔前掲(6)『利根川治水史考』一三五ページ。
- (19) 『国史大辞典』一九八五年 吉川弘文社 六九九ページ。

《Review》

“Ikken Kuchigaki Utsushi”

by Gisuke, 1837 (Ⅲ)

Haruki Kandatsu



『幸手町全図』(1955年
幸手町)を縮小.